

筑後川水系小石原川ダム建設事業
環境影響評価事後調査報告書

(供用開始後)

令和5年12月

独立行政法人水資源機構

はじめに

筑後川水系小石原川ダム建設事業については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第1号）」に基づく、環境影響評価を実施し、平成16年3月に「筑後川水系小石原川ダム建設事業環境影響評価書」（以下「評価書」という）を公告・縦覧した。

評価書では、『予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講じる場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、工事の実施中及び供用開始後において環境の状況を把握するために事後調査を実施する。』とし、環境保全措置の実施対象である植物「ミヤコアオイ、ナガミノツルキケマン、ミズマツバ、オニコナスビ、マルバノホロシ、ヒメナベワリ、エビネ（以下「保全対象植物」という）」について事後調査を行うこととした。

独立行政法人水資源機構では、平成28年度に始まった本体掘削工事の着手にあわせて、環境保全措置として保全対象植物の移植を実施し、供用開始から1年となる令和4年度まで事後調査を行ってきた。なお、保全対象植物の環境保全措置としての移植の実施にあたっては、専門家の指導・助言を得た上で移植試験等を継続して行った結果、個体の活着や結実を確認するなど、保全対象植物7種全ての移植に係る知見を蓄積した。

本報告書は、評価書に基づき、保全対象植物7種の環境保全措置に対する事後調査の結果について、中間報告として作成した「事後調査報告書（工事の実施中）」（平成29年5月）に、その後の状況等を追記して「事後調査報告書（供用開始後）」としてとりまとめたものである。

なお、本報告書の記載にあたっては、評価書の公告・縦覧以降の事業の進捗、市町村合併等の内容変更を反映したものとしている。

目 次

第 1 章 事業者の氏名及び住所	1
1.1 事業者の名称及び代表者の氏名.....	1
1.2 事業者の住所.....	1
第 2 章 対象事業の内容	2
2.1 対象事業の種類.....	2
2.2 対象事業実施区域の位置.....	2
2.3 対象事業に係るダムの堤体の形式.....	2
2.4 対象事業の規模.....	2
2.5 対象事業の総貯留量.....	2
2.6 対象事業に係るダム堤体の規模.....	2
2.7 対象事業の工程.....	2
第 3 章 環境保全措置の実施状況	5
3.1 ミヤコアオイ.....	8
3.1.1 移植試験.....	9
3.1.2 環境保全措置の実施状況.....	11
3.2 ナガミノツルキケマン.....	13
3.2.1 移植試験.....	14
3.2.2 環境保全措置の実施状況.....	16
3.2.3 その他の環境保全措置の実施状況.....	17
3.3 ミズマツバ.....	18
3.3.1 移植試験.....	19
3.3.2 環境保全措置の実施状況.....	21
3.4 オニコナスビ.....	22
3.4.1 移植試験.....	23
3.4.2 環境保全措置の実施状況.....	25
3.4.3 その他の環境保全措置の実施状況.....	26
3.5 マルバノホロシ.....	27
3.5.1 移植試験.....	28
3.5.2 環境保全措置の実施状況.....	31
3.5.3 その他の環境保全措置の実施状況.....	32

3.6 ヒメナベワリ	33
3.6.1 移植試験	34
3.6.2 環境保全措置の実施状況.....	36
3.7 エビネ	38
3.7.1 移植試験	39
3.7.2 環境保全措置の実施状況.....	41
第4章 事後調査	43
4.1 調査目的.....	43
4.2 調査方法.....	43
4.3 調査結果.....	49
4.3.1 ミヤコアオイ	49
4.3.2 ナガミノツルキケマン	51
4.3.3 ミズマツバ.....	53
4.3.4 オニコナスビ	55
4.3.5 マルバノホロシ	57
4.3.6 ヒメナベワリ	59
4.3.7 エビネ	61
第5章 評価書における予測結果の概要と事後調査（供用開始後）の比較 ..	63